



れに代わるべき者に対し、指定をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 意見聴取に際しては、当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれら代理人は、当該指定について意見述べ、かつ、有利な証拠を提出することができない。

4 公安委員会は、当該指定に係る暴力團を代表する者若しくはこれに代わるべき者若しくはこれら代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該指定に係る暴力團を代表する者若しくはこれに代わるべき者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることがきず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもこれらの者の所在が判明しないときは、第一項の意見聴取を行わないで指定をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

(確認)

第六条 公安委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該暴力團が指定の要件に該当すると認める旨を証する書類及び指定に係る前条第一項の意見聴取に係る意見聴取調書又はその写しを添えて、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。

2 国家公安委員会は、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力團が第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当することについて、審査専門委員の意見を聽かなければならぬ。

3 国家公安委員会は、前項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

4 当該公安委員会は、第一項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

5 当該公安委員会は、前項の規定により、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認を受けたときは、当該暴力團について指定をすることができない。

## (指定の公示)

**第七条** 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力團の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。

2 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

3 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力團等を代表する者はこれに代わるべき者に対し、国家公安委員会規則で定めることにより、指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定により公示された事項に変更があつたときは、公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。

5 公安委員会は、前項の規定にかかるわらず、指定期間の有効期間及び取消し

7 前条第一項から第三項までの規定は、第二項又は第三項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「代表する者又はこれに代わるべき者」とあるのは、「代表する者又はこれに代わるべき者であつた者」と読み替えるものとする。

(暴力的要要求行為の規制等)

**第二章 暴力的要要求行為の規制等**

**第一節 暴力的要要求行為の禁止等**

6 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。)上の債務であつて同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

ロ 営業的金銭消費貸借上の債務であつて利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

ハ 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

四 繩張(正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。以下同じ。)内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること。

五 繩張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること、その日常業務に関し歌謡ショーその他の興行の入场券、バーティー券その他の証券若しくは証書を購入すること又はその営業所に

おける用心棒の役務(営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。第三十条の六第一項第一号において同じ。)その他のこととを要求すること。

6 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。)上の債務であつて同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの

ロ 営業的金銭消費貸借上の債務であつて利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの

ハ 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

四 繩張(正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。以下同じ。)内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること。

五 繩張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること、その日常業務に関し歌謡ショーその他の興行の入场券、バーティー券その他の証券若しくは証書を購入すること又はその営業所に

6 指定は、前項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

7 国家公安委員会等が第二項各号に掲げる場合に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を受けていたときは、当該指定暴力團等が第二項各号に掲げる場合に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を受けることができる。

八 人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

九 金錢貸付業務（金錢の貸付け又は金錢の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これ

らず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。  
十三 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供している者に対してし、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること。

示すこととなるものをいう。)の用に供されるおそれが大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

十九　人（行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。）から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対し、当該事故によつて生じた損害に係る

わらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）

ロ　法人その他の団体であつて、自分がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認める者）

められる者を含む。第三十二条第一項第二号において同じ。)となつてゐるもの

八　自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者、これを「支配的影響者」といふ。

する者（口に該当するものを除く）  
二十二 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の

要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者につ

いて法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分を二つ二つ要されらる。

二十三 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）（平成十二年五月三十日法律第百三十九号）

年法律第二百二十七号) 第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。) 又は地方公共団体

(以下「この条において「国等」という。)に對し、當該国等が行う売買、貸借、請負その他之契約(以下二の条及び第三十二条第一項に

の教義（以てこの実及び第三二二条第一項において「売買等の契約」という。）に係る入札について、自己若しくは自己の関係者が入

札参加資格（入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有する

者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準（入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する者を指名する場合の基準を

（本稿は著者が「新規開拓者」の立場から、その立場に適応する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係）

二四 ䷗ 二才、百亥日吉。子一三更吉。  
係者を当該入札に参加させることを要求すること。

二十四　国等に於し　當該國等が行う売買等の  
契約に係る入札について、特定の者が入札參  
加資格を有する者（指名基準に適合しない者

十六 宅地等取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

十七 建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。）に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）を行うことを要求すること。

十八 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事（暴力団が開催する行事であつて、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を

に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

2  
る。  
る行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対して暴力的要要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するため必要な事項を命ずることができ

その系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要要求行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくはその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要要求行為をすることを助けてはない。  
(準暴力的要要求行為の要件等に対する措置)  
**第十二条の四** 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に

暴力団等の威力を示すことが容認される(こと)の対償として金品等を支払うことを合意している者、当該指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で次の各号のいずれかに該当するものは、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的 requirement 行為をしてはならない。

**第十一條** 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的  
要求行為をしており、その相手方の生活の平穏  
又は業務の遂行の平穏が害されていると認める  
場合には、当該指定暴力團員に対し、当該暴力  
的 requirement 行為を中止することを命じ、又は当該暴  
力的 requirement 行為が中止されることを確保するため  
に必要な事項を命ずることができる。

**第十二條** 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的 requirement 行  
為をした場合において、当該指定暴力團員が更  
に反復して当該暴力的 requirement 行為と類似の暴力的  
requirement 行為をするおそれがあると認めるときは、  
当該指定暴力團員に対し、一年を超えない範囲  
内で期間を定めて、暴力的 requirement 行為が行われる  
ことを防止するために必要な事項を命ずること  
ができる。

三 団員

四 指定暴力団員の上位指定暴力団員 指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員から指示又は命令を受ける地位にある場合における当該他の指定暴力団員をいう。(以下この条において同じ。)の繩張の設定又は維持の業務

五 前号に掲げるもののほか、当該指定暴力団員の上位指定暴力団員の業務であつて、収益を目的とするもの(準暴力的的要求行為の要求等の禁止)を目的とするもの(準暴力的的要求行為の要求等の禁止)

六 第十二条の三 指定暴力団員は、人に対しても当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくは

二 賴又は唆しの相手方である指定暴力団員の所属する指定暴力団等

三 第十二条第二項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの。当該命令に係る暴力的 requirement 行為をした指定暴力団員の所属する指定暴力団等

四 前条第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該指示がされた日から起算して三年を経過しないもの。当該指示に係る第十二条の三の規定に違反する行為をした指定暴力団員の所属する指定暴力団等

（準暴力的の要求行為に対する措置）

第十二条の六 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的の要求行為が行われており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該準暴力的の要求行為をしている者に對し、当該準暴力的の要求行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的の要求行為が中止されることを確保するためには、必要な事項を命ずることができる。

ハ 前項各号に掲げる者（当該指定暴力団等がそれぞれ当該各号に定める指定暴力団等である場合に限る。）

イ 当該指定暴力団等の指定暴力団員



四第一項において同じ。)が経過したとき、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなつたときは、又は同条第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消されたときは、当該標章を取り除かなければならない。

何人も、第五項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、第一項の規定による指定の期限が経過し、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は第十五条の四第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

第五条(第一項ただし書を除く。)次項において同じ。)及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「

第十五条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)に規定する警戒区域その他」と、同条第四項中

「事項」とあるのは、「事項(第十五条の二第一項に規定する警戒区域を除く。)」と読み替えるものとする。

第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更(当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。)について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「第十五条の二第一項に規定する警戒区域その他」と読み替えるものとする。

第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団連合等に係る第三条又は

〔旧指定」という。〕の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定(以下この

項において「新指定」という。)がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。

(特定抗争指定暴力団等の指定暴力団等の禁止行為)

第十五条の三 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること。

二 当該対立抗争に係る他の指定暴力団等が内定暴力団員(当該特定抗争指定暴力団等が内部抗争に係る特定抗争指定暴力団等である場合にあっては、当該内部抗争に係る集団(自己が所属する集団を除く。)に所属する指定暴力団員。以下この号において「対立指定暴力団員」という。)につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくること。

三 多数で集合することその他の当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと。

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消し)

第十五条の四 公安委員会は、第十五条の二第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(加入の強要の規制等)

第十六条 指定暴力団員は、少年(二十歳未満の者をいう。以下同じ。)に対し指定暴力団等に係る

〔加入の強要等の禁止〕

第十七条 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員(指定暴力団員がその所属する指定暴力団等に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまつてはならない。ただし、当該事務所の閉鎖その他当該事務所への立入りを防ぐため必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消し)

第十八条 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定による指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をするなどを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするなどを依頼し、若しくは唆すことは、当該指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることがあります。

(加入の強要等に対する措置)

第十九条 公安委員会は、指定暴力団員が第十七条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めると、当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めてい

るときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

第二十条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対し指詰め(暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が容認され

る密接関係者が指定暴力団等に加入させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることは防止するために必要な事項を含む。)

二 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為の相手方若しくは同条第三項の規定に違反する行為に係る密接関係者を指

る行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が指定暴力団等から脱退することを妨害しない。

三 指定暴力団員は、人を威迫して、その者の親族又はその者が雇用する者その他のその者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(以下この項並びに第十八条第一項及び第二項において「密接関係者」という。)に係る組抜け料等(密接関係者の暴力団からの脱退が容認されること又は密接関係者に対する暴力団への加入の強要若しくは勧誘をやめることが代償として支払われる金品等をいう。)を支払うこと又は密接関係者の住所若しくは居所の教示その他密接関係者に係る情報の提供をすることを強要し、又は勧誘することその他密接関係者を指定暴力団等に加入させ、又は密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害することを強要し、又は勧誘することを妨害することを防

止するための行為として国家公安委員会規則で定めたものをしてはならない。

(加入の強要の命令等の禁止)

第十七条 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員(指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員に指示又は命令をすることができる場合における当該他の指定暴力団員をいう。以下同じ。)に對して前条の規定に違反する行為をすることを命じ、又はその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をするなどを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするなどを依頼し、若しくは唆すことは、当該指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることがあります。

(加入の強要等に対する措置)

第二十一条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対し指詰め(暴力団員が、その所属する暴力

団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が容認され

少年が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

二 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、人を威迫して、その者を指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

三 前項に規定する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

二 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退することを妨害するための行為をしてはならない。

三 公安委員会は、指定暴力団員が第十七条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めると、当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めてい

るときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

ことの代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。)をする強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆すこと若しくは他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するため必要な事項を命ぜることができる。  
**(少年に対する入れ墨の強要等の禁止)**  
**第二十四条** 指定暴力団員は、少年に対しても入れ墨を施す、少年に付していし墨を受けることなどを

(離脱の意志を有する者に対する援護等)  
**第二十八条** 公安委員会は、暴力団から離脱する意志を有する者（以下この条において「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱希望者を就業環境に円満に適応させることの促進、離脱希望者が暴力団から離脱することを妨害する行為の予防及び離脱希望者に対する補導その他の援助を行う旨を宣言する（暴力団から離脱の意志を有する者に対する援護等）。

### 第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

**第二十一条** 指定暴力團員は、その配下指定暴力團員に対して前条の規定に違反する行為をするに至らざり、又はその記下指定暴力團員が同種

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をするふとを依頼し、若しくは唆しそう、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

**第三百二十九条** 指定暴力団員は、旨と異なつて暴力団員が第二条の規定による強要等に対する措置を受けることを助長する行為をしてはならない。

3 公安委員会は、第一項の措置を実施するため必要な限度において、離脱希望者の状況について、第三二にその三第一項の規定により旨ざるる。

2 らの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

**第二十二条** 公安委員会は、指定暴力團員が第二十一条の規定に違反する行為をしている場合には、当該指定暴力團員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない。

(少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止)

**第二十五条** 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をするのを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするのを助けてはならない。

(少年に対する入れ墨の強要等に対する措置)

**第二十六条** 公安委員会は、指定暴力団員が第十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認め、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又是当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に対して指詰めをすることを強要し、若しくは勧誘するこ<sup>ト</sup>又は指詰めに使用する器具の提供その他の行

強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない。

(少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止)

**第二十五条** 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対しても前条の規定に違反する行為をすることが求められ、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならない。

(少年に対する入れ墨の強要等に対する措置)

**第二十六条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認められ、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、少年に対しても入れ墨を施すこと、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘すること又は資金の提供、施

為により他の指定暴力團員が詰めをすることと  
を補助することを防止するために必要な事項を  
命ずることができる。

強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

（少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止）

**第二十五条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をするときを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするときを助けてはならない。**

（少年に対する入れ墨の強要等に対する措置）

**第二十六条 公安委員会は、指定暴力団員が第十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認め、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。**

（公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、少年に対し入れ墨を施すこと、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘すること又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。）

十一條の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に対して第二十条の規定に違反する行為をすることを命ずること若しくはその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることが助長する行為をすることを防止するために必要な事項又は他の指定暴力団員に対して同条の

強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない。

(少年に対する入れ墨の強要の要求等の禁止)  
**第二十五条** 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をすることが要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることが助けではならない。

(少年に対する入れ墨の強要等に対する措置)  
**第二十六条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認め、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、少年に対して入れ墨を施すこと、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘すること又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

**第二十七条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十五条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に対して第二十四条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆すこと又是他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 めに必要な措置を講ずるものとする。

2 公安委員会は、暴力団から離脱した者が就職等を通じて社会経済活動に参加することの重要性について住民及び事業者の関心を高め、並びに暴力団から離脱した者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を広く行うものとする。

3 公安委員会は、第一項の措置を実施するため必要な限度において、離脱希望者の状況について、第三十二条の三第一項の規定により指定した都道府県暴力追放運動推進センターから報告を求めることができる。

(第二節 事務所等における禁止行為等)

**第二十九条** 指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 指定暴力団等の事務所（以下この条及び第三十三条第一項において単に「事務所」という。）の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二 事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

三 人に對し、債務の履行その他の国家公安委員会規則で定める用務を行う場所として、事務所を用いることを強要すること。

(事務所等における禁止行為に対する措置)

三十一条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の

る者（第三十条の四及び第三十条の五第一項第三号から第五号までにおいて「配偶者等」といふ。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害の回復について責任を負うべき当該指定暴力団等の指定暴力団員に対しても損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号、第三十二条の三第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穀若しくは業務の遂行の平穀が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対しても当該行為の停止又は当該事務所の使用的差止めの請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

規定に違反する行為をしており、付近の住民若しくは通行人又は当該行為の相手方の生活の平

る者（第三十条の四及び第三十条の五第一項第三号から第五号までにおいて「配偶者等」といふ。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害の回復について責任を負うべき当該指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号、第三十二条の二第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してもする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めの請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求（損害賠償請求等の妨害に対するための措置）

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置)  
**第三十条の四** 公安委員会は、第三十条の二各号に掲げる請求が行われた場合において、当該請求の相手方である指定暴力団員が当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができ。

#### 第四節 暴力行為の賞揚等の規制

**第三十条の五** 公安委員会は、指定暴力団員が次の各号のいずれかに該当する暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で、当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、期間を定めて、当該金品等の供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない旨を命ずることができる。ただし、当該命令の期間の終期は、当該刑の執行を終わり、又は執行を受け超えてはならない。

一 当該指定暴力団等と他の指定暴力団等との間に対立が生じ、これにより当該他の指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用した暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

二 当該指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る指定暴力団等の事務所(その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る)又は当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用した暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的 requirement 行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該暴力的 requirement 行為に応じさせた目的で、当該相手方又はその配偶者等に対してもする暴力行為

四 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の期間を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、速やかに、当該命令を取り消さなければならない。

**第五節 繩張に係る禁止行為等**

**第三十条の六** 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の指定暴力団員の繩張内で営業を営む者のために、次に掲げる行為をしてはならない。当該行為をすることをその営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者と約束することについても、同様とする。

一 用心棒の役務を提供すること。

二 訪問する方法により、当該営業に係る商品を販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘すること。

三 面会する方法により、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること。

2 公安委員会は、前項の二各号に掲げる請求の目的又は当該請求がされたことに報復する目的で、当該請求をし、若しくはしようとする者又はその配偶者等に対してもする暴力行為を妨害する行為を妨害するためには、必要があると認めるときは、当該相手方又はその配偶者等に対してもする暴力行為を妨害するための必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、指定暴力団員が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するため必要な事項を命ずることができる。

4 公安委員会は、営業を営む者等が前条第二項の規定に違反する行為をした場合において、当該営業を営む者等が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該営業を営む者等に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するため必要な事項を命ずることができる。

**第三十条の八** 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる行為が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行つたと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行ふおそれがあると認めることは、一年を超えない範囲内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域(以下この章において「警戒区域」という。)を定めて、当該指定暴力団等を特定する(以下この章において「警戒区域」という。)を定めて、当該指定暴力団等を特定する区域その他のことを要求し、依頼し、又は唆してはならない。同項後段に規定する約束の相手方となることについても、同様とする。

**第三十条の七** 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項前段の規定に違反する行為をしている場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることは確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項後段の規定に違反する行為をした場合には、当該

3 指定暴力団員に対し、当該行為に係る同項各号に掲げる行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするとも、同様とする。

4 第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中の「事項」とあるのは「事項(第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く)」と読み替えるものとする。

5 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更(当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。)について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは「第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団等と区域その他の」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団等について引き続きして指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「新指定」という。)がされたときは、第一項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

8 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「旧指定」という。)の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続きして指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定(以下この項において「新指定」という。)がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力

団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。

(特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為)

**第三十条の九** 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関する行為をして、その相手方に對し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 面会を要求すること。

二 電話をかけ、フアクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信すること。

三 つきまとい、又はその居宅若しくは事業所の付近をうろつすこと。

（特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する措置）

**第三十条の十** 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されないと認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されると確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されないと認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されると確保するために必要な事項を命ずることができる。

（特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限）

**第三十条の十一** 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、第三十条の八第一項の暴力行為に関し、当該特定危険指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用又は当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ずることができる。

一 多数の指定暴力団員の集合の用

二 当該暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用

三 当該暴力行為に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

（特定危険指定暴力団の代表者等の損害賠償の用）

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者又は当該事務所を現に使用していた指定暴力団員が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による命令の期限（第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。）が経過したとき、第三十条の八第一項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなつたときは、又は当該期限内において同条の規定による警戒区域の変更により当該標章の用に供されるおそれがなくなつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならぬい。

5 何人も、第三項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた事務所に係る第一項の規定による命令の期限が経過し、第三十条の八第一項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は次条第一項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まなければ、これを取り除いてはならない。

（特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限）

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（対立抗争等に係る損害賠償責任）

2 第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により当該事務所の指定暴力団員によることにより当該事務所の指定暴力団員による暴力行為（凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

と認められるに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

（第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。）

（第六章 国及び地方公共団体の責務）

2 第三十二条 指定暴力団による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進等に関するための措置を講ずるものとする。

（第三十二条 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任）

2 第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（対立抗争等に係る損害賠償責任）

2 第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

か、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

（第六章 暴力団による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進等に関するための措置を講ずるものとする。）

（第三十二条 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任）

2 第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（対立抗争等に係る損害賠償責任）

2 第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（特定危険指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団との間に対立が生じて、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 第三十二条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

4 第三十三条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

5 第三十四条 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同じの者を含む。）

（都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都

道府県センター」という。)として指定することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

二 次項第三号から第六号までの事業(以下「相談事業」という。)に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年、暴力団から離脱する意志を有する者又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者(第三項において「相談の申出人等」という。)に対する助言について専門的知識経験を有する者として國家公安委員会規則で定める者(以下「暴力追放相談委員」という。)が置かれること。

三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行ふものとする。

一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報活動を行うこと。

二 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談に応じること。

三 暴力団員による不当な行為に關する相談に応じること。

四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。

五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。

六 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏(相談の申出人等の生活と同一の生活又は業務の遂行の平穏が害されること)を防すること。

七 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。

八 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する該当情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

九 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

第三十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。

十一 前各号の事業に附帯する事業

二 都道府県センターは、相談事業を行ふに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならぬ。

三 都道府県センターは、相談事業を行ふに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならぬ。

四 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。

五 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要あると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

六 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

七 都道府県センターの役員若しくは職員(暴力追放相談委員及び第三十二条の五第三項第二号の弁護士を含む。)又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

八 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに對し、その業務の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

九 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(適格都道府県センターの権限等)

第三十二条の四 次条第一項の規定により認定された都道府県センター(以下「適格都道府県センター」という。)は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行ふ場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行ふこと。

前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関する知識の管理及び秘密の保持の方針その他の差止請求関係業務を適正に整備されていること。

二 前条第一項の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行ふ部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。

三 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

第三十二条の八 適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。

(帳簿書類の作成及び保存)

第三十二条の九 適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。











<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十日までの間において政令で定める日</p> <p>二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十年五月一日法律第二八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日</p>
--	--

<p>一 目次の改正規定（第二節 事務所等における禁止行為等（第二十九条・第三十条）を改める部分に限る）、第九条の改正規定、第十五条の改正規定（見出しを削る部分を除く）、第四章に二节を加える改正規定、第十七条の改正規定、第三十四条第一項の改正規定、第三十五条の改正規定、第三十九条の改正規定（同条第十号中「第三十一条第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める部分を除く）、第四十二条第三項の改正規定、第十四条の改正規定（第六章）を「この規章」に改める部分を除く）及び別表の改正規定（次号に掲げる規定を除く）公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>二 别表に二号を加える改正規定（同表第五十三条に係る部分に限る）電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二年六月二十四日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二年七月一〇日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
---	--

<p>二 别表に二号を加える改正規定（同表第五十三条に係る部分に限る）電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二年七月一〇日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
--	--

<p>二 别表に二号を加える改正規定（同表第五十三条に係る部分に限る）電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年六月二十四日法律第七九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--



**第一項** 一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条第三十七条规定する罪  
十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十八条号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）  
**第一条** 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十一の六第一項、第二十七条の三十の三十一の三十一の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第二百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条第七项から第七項まで、第十四項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十七条の二第二条、第二十七条及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （令和五年一二月一三日法律第八四号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第一三十二号）に規定する罪	二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪
三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十一の二、第二十七条の三十一の六第一項、第二十七条の三十の三十一の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第二百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条第七项から第七項まで、第十四項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百九十七条の二第二条、第二十七条及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日	四 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五十五年法律第九号）に規定する罪
四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十三章に規定する罪	五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五章に規定する罪
五 第二十九条に規定する罪	六 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪
六 第三十一条に規定する罪	七 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八章に規定する罪
七 第三十二条に規定する罪	八 金融商品取引法第八章に規定する罪
八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
九 第三十三条に規定する罪	十 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六章に規定する罪
十 第三十四条に規定する罪	十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十号）第六章に規定する罪
十一 第三十五条に規定する罪	十二 競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）第五章に規定する罪
十二 第三十六条に規定する罪	十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十章に規定する罪
十三 第三十七条に規定する罪	十四 建設業法第八章に規定する罪
十四 第三十八条に規定する罪	十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十章に規定する罪
十五 第三十九条に規定する罪	十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）第五章に規定する罪
十六 第四十条に規定する罪	十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第七章に規定する罪
十七 第四十一条に規定する罪	十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に規定する罪
十八 第四十二条に規定する罪	十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）第五章に規定する罪
十九 第四十三条に規定する罪	二十 法律（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七章に規定する罪
二十 第四十四条に規定する罪	二十一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八章に規定する罪
二十一 第四十五条に規定する罪	二十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第五編に規定する罪
二十二 第四十六条に規定する罪	二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に規定する罪
二十三 第四十七条に規定する罪	二十四 出入管管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪
二十四 第四十八条に規定する罪	二十五 宅地建物取引業第八章に規定する罪
二十五 第四十九条に規定する罪	二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第六章に規定する罪
二十六 第五十条に規定する罪	二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪
二十七 第五十一条に規定する罪	二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪
二十八 第五十二条に規定する罪	二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）に規定する罪
二十九 第五十三条に規定する罪	三十 売春防止法（昭和三十一年法律第二百五十八号）第二章に規定する罪
三十 第五十四条に規定する罪	三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪
三十一 第五十五条に規定する罪	三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第五章に規定する罪
三十二 第五十六条に規定する罪	三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第八章に規定する罪
三十三 第五十七条に規定する罪	三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）に規定する罪
三十四 第五十八条に規定する罪	三十五 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第十七号）第五章に規定する罪
三十五 第五十九条に規定する罪	三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第五章に規定する罪
三十六 第六十条に規定する罪	三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第九章に規定する罪
三十七 第六十一条に規定する罪	三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第五章に規定する罪
三十八 第六十ニ条に規定する罪	三十九 労働者派遣事業の適正化の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第六章に規定する罪
三十九 第六十ニ条に規定する罪	四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第七章に規定する罪
四十 第六十ニ条に規定する罪	四十一 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制する法律（平成三年法律第九十四号）第三章に規定する罪
四十一 第六十ニ条に規定する罪	四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十章に規定する罪
四十二 第六十ニ条に規定する罪	四十三 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六編に規定する罪
四十三 第六十ニ条に規定する罪	四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第五編に規定する罪
四十四 第六十ニ条に規定する罪	四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第六章に規定する罪
四十五 第六十ニ条に規定する罪	四十六 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪
四十六 第六十ニ条に規定する罪	四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第二章に規定する罪
四十七 第六十ニ条に規定する罪	四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百六号）第七章に規定する罪
四十八 第六十ニ条に規定する罪	四十九 著作権等管理制度（平成十二年法律第一百三十一号）第七章に規定する罪
四十九 第六十ニ条に規定する罪	五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪
五十 第六十ニ条に規定する罪	五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八章に規定する罪
五十一 第六十ニ条に規定する罪	五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第六章に規定する罪
五十二 第六十ニ条に規定する罪	五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第五章に規定する罪
五十三 第六十ニ条に規定する罪	五十四 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第七章に規定する罪
五十四 第六十ニ条に規定する罪	五十五 会社法第八編に規定する罪
五十五 第六十ニ条に規定する罪	五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に規定する罪
五十六 第六十ニ条に規定する罪	五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪
五十七 第六十ニ条に規定する罪	五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第五章に規定する罪
五十八 第六十ニ条に規定する罪	五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪
五十九 第六十ニ条に規定する罪	六十 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪
六十 第六十ニ条に規定する罪	

二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に規定する罪	二十四 出入管管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪
二十四 第五十条に規定する罪	二十五 宅地建物取引業第八章に規定する罪
二十五 第五十一条に規定する罪	二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第六章に規定する罪
二十六 第五十二条に規定する罪	二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪
二十七 第五十三条に規定する罪	二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪
二十八 第五十四条に規定する罪	二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）に規定する罪
二十九 第五十五条に規定する罪	三十 売春防止法（昭和三十一年法律第二百五十八号）第二章に規定する罪
三十 第五十六条に規定する罪	三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪
三十一 第五十七条に規定する罪	三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第五章に規定する罪
三十二 第五十八条に規定する罪	三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第八章に規定する罪
三十三 第五十九条に規定する罪	三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）に規定する罪
三十四 第六十条に規定する罪	三十五 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第十七号）第五章に規定する罪
三十五 第六十ニ条に規定する罪	三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第五章に規定する罪
三十六 第六十ニ条に規定する罪	三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第九章に規定する罪
三十七 第六十ニ条に規定する罪	三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第五章に規定する罪
三十八 第六十ニ条に規定する罪	三十九 労働者派遣事業の適正化の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第六章に規定する罪
三十九 第六十ニ条に規定する罪	四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第七章に規定する罪
四十 第六十ニ条に規定する罪	四十一 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制する法律（平成三年法律第九十四号）第三章に規定する罪
四十一 第六十ニ条に規定する罪	四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十章に規定する罪
四十二 第六十ニ条に規定する罪	四十三 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六編に規定する罪
四十三 第六十ニ条に規定する罪	四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第五編に規定する罪
四十四 第六十ニ条に規定する罪	四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第六章に規定する罪
四十五 第六十ニ条に規定する罪	四十六 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪
四十六 第六十ニ条に規定する罪	四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律（平成十一年法律第一百三十一号）第七章に規定する罪
四十七 第六十ニ条に規定する罪	四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百六号）第七章に規定する罪
四十八 第六十ニ条に規定する罪	四十九 著作権等管理制度（平成十二年法律第一百三十一号）第七章に規定する罪
四十九 第六十ニ条に規定する罪	五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪
五十 第六十ニ条に規定する罪	五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八章に規定する罪
五十一 第六十ニ条に規定する罪	五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第六章に規定する罪
五十二 第六十ニ条に規定する罪	五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第五章に規定する罪
五十三 第六十ニ条に規定する罪	五十四 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第七章に規定する罪
五十四 第六十ニ条に規定する罪	五十五 会社法第八編に規定する罪
五十五 第六十ニ条に規定する罪	五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に規定する罪
五十六 第六十ニ条に規定する罪	五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪
五十七 第六十ニ条に規定する罪	五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第五章に規定する罪
五十八 第六十ニ条に規定する罪	五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪
五十九 第六十ニ条に規定する罪	六十 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪
六十 第六十ニ条に規定する罪	